健康経営事業所禁煙支援事業実施要綱

第1　趣旨

本県では、県民が生涯にわたり健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、「健康寿命日本一」の目標を掲げて健康づくりを推進している。

喫煙分野では、働き世代の喫煙率が高いことから、健康経営に取り組む事業所が従業員に禁煙を働きかける事業に対して支援を行うことにより、健康寿命の延伸を図るものである。

第2　実施主体

本県における健康経営登録事業所及び認定事業所

第3　事業内容

健康経営事業所が禁煙推進の取組として実施する、研修会、イベント、人材育成等に要する経費を補助するもの。

第4　事業実施計画の作成及び認定

(1)事業実施主体は、次に掲げる書類を知事が別に定める期日までに大分県福祉保健部県民健康増進課あて提出し、知事に認定の申請を行うものとする。

ア　事業計画認定申請書(第1号様式)

イ　その他参考となる書類

(2)知事は、事業計画の内容を審査し、適当と認めるときは事業計画の認定を行い、事業計画認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(3)事業認定にあたっての留意点は次のとおりとする。

ア　単年度事業であること

イ　事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、認定を取り消すことができること

第5　県の助成

知事は予算の範囲内において、上記第4により認定された事業の実施に要する経費を、別に定める健康経営事業所禁煙支援事業費補助金交付要綱により補助するものとする。

附則

この要綱は、令和8年度の予算に係る健康経営事業所禁煙支援事業から適用する。